

転勤前の諸手続き

- ご自宅を貸して海外へ転勤される場合には、転勤前にやっておかなければならない、いくつかの諸手続きがあります。
これらを怠ると状況によっては忘れた頃に災難が降りかかってくる場合もありますので、事前の準備をお忘れなく！
これらの届出は海外転勤に限らず、国内転勤の場合にも必要となります。

◆各種届出事項◆

- 👉 **税務署への納税管理人届け**（国内転勤の場合には不要です）
給与所得者が1年以上の予定で海外の支店などに転勤すると、通常は日本国内に住所がなくなりますので、所得税法上は「非居住者」という扱いになります。
海外に出発する際に不動産の貸付け等による所得がある場合には、原則として日本国内での確定申告が必要になります。
この確定申告は、毎年2月中旬から3月中旬までの間に、住所地を管轄する税務署に提出することになりますが、「非居住者」の場合は日本に住所がありませんので、管轄の税務署に対して事前に「**納税管理人の選任届け**」を提出しなければなりません。
納税管理人は本人に代わって確定申告から納税までを行ないますので、通常はどなたかお身内の方になっていただくことになります。
詳しくは「[国税庁タックスアンサー](http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.html)」の科目別検索から所得税を開き、「海外勤務になったとき」の欄をご参照ください。<http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.html>
- 👉 **住宅金融支援機構への留守管理承認申請書提出**
転勤などで融資を受けている住宅にご自分が住まなくなった場合には、住宅金融支援機構へ「**融資住宅留守管理承認申請書**」を提出し、住宅金融支援機構の承認を受ける必要があります。
この届出を怠ると融資契約違反となり、最悪の場合には融資金の一括全額返済と違約金の請求を受ける場合もありますので注意が必要です。
この手続きは返済中の金融機関か機構の支店に置いてある「**融資住宅留守管理承認申請書**」に「**転勤等を証明する辞令等の書面**」を添付して提出することになります。
詳しくは住宅金融支援機構の「**転勤などで一時的に住めなくなったときは**」をご参照ください。
<http://www.jhf.go.jp/customer/hensai/attention/kojin/tenkkin.html>
- 👉 **マンション管理組合への退去届け及び第三者貸与届け提出**
マンションの場合には、転居の際に新しい連絡先等を通知する「**退去届け**」及び賃貸で第三者に対して貸与する場合に提出する「**第三者貸与届け**」等があります。
これらの名称や書式はそれぞれの管理組合によって異なりますが、ほとんどの管理組合はこれら届出の提出を義務付けているようです。
- 👉 **都税事務所へ固定資産税納付書の転送届け**
毎年5月頃に送付される固定資産税納付書は、ご実家等への送付先変更及び支払い忘れの無いように口座引落としの手続き等をおとりになることをお勧め致します。
- 👉 **取引銀行への住所変更届**
同じく銀行へも住所変更の手続きをしておくことをお勧め致します。
最近では支店の統廃合等で支店名や口座番号が変更になることもあり、この支店統廃合により突然送金が出来なくなったケースもありましたので、なるべく変更手続きを行なうようにした方がよろしいと思います。

📌 クレジットカード会社への住所変更（転送）届け

📌 保険会社への住所変更届

保険会社への住所変更手続きも忘れずに行なうことが重要です。
特に火災保険が切れている事に気づかずにて近隣の類焼に巻き込まれた場合には、保険金が一切下りず丸損をすることにもなりかねませんので注意が必要です。

📌 郵便局への転送手続き

郵便局へご実家等へ郵便物を転送してもらうよう届けておくことにより、届出から1年間は郵便局が自動的に転送してくれます。

1年を過ぎると転送されませんので、カード会社・保険会社・金融機関等の大切な郵便物は住所変更手続きをされておいた方が間違いないでしょう。

📌 電気・ガス・水道の停止（精算）手続き

お引越の日に合わせて公共料金の精算手続きをおとりください。
この手続きを忘れますといつまでも基本料金等を負担することとなりますので、忘れずに手続きを行なうことが重要となります。

📌 その他の届出手続き

- ①電話の移設もしくは局預けの手続き
- ②住民票の転出手続き
- ③新聞配達中止の連絡
- ④粗大ゴミの処分

粗大ゴミはその地域により回収まで1ヶ月以上先になることもありますのでなるべく早目にご連絡された方がよろしいでしょう。

- ⑤運転免許証の住所変更（国際免許の取得）

